

平成 29 年 9 月

投資家の皆様へ

BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

## 「BNYメロン・新興国ハイインカム・バランス（毎月分配型）」

### 信託終了（繰上償還）予定に関するお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

追加型証券投資信託「BNYメロン・新興国ハイインカム・バランス（毎月分配型）」は、ケイマン籍外国投資信託である「ニッポン・オフショア・ファンズーJM・エマージング・マーケット・エクイティ・インカム・ファンド」が主要投資対象ファンドの一つとなっておりますが、当該ファンドにつきましては、平成 29 年 8 月 31 日現在、純資産総額が 341 百万円と少額にとどまっているため、管理会社であります BNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッドにおいて、平成 30 年 2 月 8 日をもって繰上償還することが決議されました。管理会社によりますと、平成 29 年 12 月より保有有価証券の順次現金化が開始される予定です。

つきましては、主要投資対象ファンドの一つが存続しなくなってしまうことから、「BNYメロン・新興国ハイインカム・バランス（毎月分配型）」は、今後、運用の基本方針に則った運用の継続が困難となるため、信託契約を解約し、繰上償還することが受益者の皆様にとって有利であると判断致しました。

この信託終了（繰上償還）につきましては、投資信託及び投資法人に関する法律および信託約款の規定に従い、書面による決議を実施致します。

何卒、ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

#### 記

#### ◆ 書面決議の手続および日程

- |                                       |                    |
|---------------------------------------|--------------------|
| ① 受益権数の確定                             | 平成 29 年 9 月 28 日   |
| ② 書面による議決権の行使期限                       | 平成 29 年 11 月 2 日まで |
| ③ 書面による決議の日<br>(信託終了（繰上償還）の可否が決定される日) | 平成 29 年 11 月 6 日   |
| ④ 信託終了（繰上償還）予定日                       | 平成 30 年 2 月 20 日   |

書面による議決権の行使は、平成 29 年 9 月 28 日時点の受益者（平成 29 年 9 月 26 日までに取得の申し込みをされた方を含みます。）を対象としております。

本書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上の賛成をもって可決されます。この場合、平成 30 年 2 月 20 日をもって信託を終了（繰上償還）いたします。なお、買付・解約の申し込みは平成 30 年 2 月 15 日までとなります。

以上